

各位

5月7日、神奈川県保険医協会は、下記の公開質問状を日本経済新聞社に送付いたしました。是非ともご高覧願います。回答を入手次第、またお送りさせていただきます。尚、ご照会は神奈川県保険医協会事務局・園田（TEL：045-453-2411,fax：045-461-0215）までお願い致します。

2009年5月7日

日本経済新聞社御中

神奈川県保険医協会
理事長 平尾 紘一

公開質問状

日本経済新聞社は3月9日と4月9日にそれぞれ「レセプト完全電子化を後退させるな」「規制改革に再点火し危機を克服せよ」と題した社説を掲載した。これに対し、神奈川県保険医協会保険診療対策部長談話を発表し、貴社にも送付した。社説は、貴社の考えを体現しているものであり、その見解については談話で縷々指摘したように甚だ理解しがたいものである。そこで、貴社に対して公開質問状を提出し、回答を求めるものである。

なお、回答は5月末日までをお願いしたい。

3月9日付社説について

1. IT化が遅れている代表として医療分野を挙げているが、治療診断技術にITが利用されている例は枚挙に暇がない。それでも医療のIT化が遅れているといえるのか根拠を示されたい。また、医療の中でIT化が遅れている例としてレセプトの送付をあげているが、日本の商取引の中で電子請求書を利用している実態を把握した上でないと出来ないと思われるので、医療分野との差を明らかにされたい。
2. レセプトの完全電子化は「請求事務の効率化や人件費の圧縮を通じ、国民医療費の増大を抑えるのに役立つからだ」と社説では指摘しているが、診療所においてどのように請求事務の効率化がなされ、人件費の圧縮が出来るのか説明されたい。多くの診療所においては、病院と比してレセプト枚数や職員が多いわけではないため、レセプトコンピューターの導入で効率化がなされ、請求事務に携わる職員を減らせるということはない。
3. 「電子請求があまねく行き渡れば、病気の種類ごとに治療方法を標準化する作業にも弾みがつく」と記しているが、レセプトを利用した治療方法の標準化はどのように行うのか示されたい。レセプトには病名が記載されているが、カルテではないため、それぞれの治療行為の効果がわかる記載ではない。
4. 「さらに医療機関が診療報酬を請求する過程が健保組合や患者本人にガラス張りになり、過大請求や不正請求があった場合は即座に見抜けるようになる」と記しているが、オンライン請求が義務化されるとなぜそうなるのか明らかにされたい。

4月9日分付社説について

1. 3月9日付社説に対する質問と同様だが、「電子レセプトがあまねく行き渡れば、(中略)医療の質の向上に役立つ」とあるが、どのように医療の質の向上に役立つのか示されたい。電子レセプトは診療報酬の請求明細書であり、治療後の費用の請求に使うものである。直接患者の治療にはかかわっていないことを指摘しておく。
2. 「万策を尽くして『オンライン請求が困難な医療機関』を一つも出さないことが肝要である」と記し、代行請求や設備導入に対する財政支援を求めているが、貴社としては「万策」についてどのようなことを想定しているのか。前述の2点のみを指しているのか。

この件に対するお問い合わせは下記までお願いします。

神奈川県保険医協会 担当事務局 園田

〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町 5-36 東興ビル 2F

電話 045-453-2411 Fax045-461-0215